

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十号

##### 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「（法第四十条において準用する場合を含む。）及び法第三十八条第一項」を、「第三十八条第一項及び法第五十一条の十九第一項」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び法第五十一条の二十一第一項」を加える。

第三条中「第四十六条」の下に「及び法第五十一条の二十五」を加える。

第四条中「の公示」を「に規定する公示」に、「県報に登載」を「県のウェブサイトに掲載」に改め、同条第二号中「名称及び所在地の変更」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第五十一条の三十第一項に規定する公示は、次に掲げる事項について県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

- 一 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定、事業の廃止又は指定の取消し（次号において「指定等」という。）に係る事業所の名称及び所在地
- 三 指定等を行った年月日
- 四 指定等に係る種類
- 五 事業の主たる対象者
- 六 事業者番号

第四条の次に次の一条を加える。

（指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の届出等）

第四条の二 法第五十一条の二第二項及び第四項並びに法第五十一条の三十一第二項及び第四項の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

2 法第五十一条の二第三項及び法第五十一条の三十一第三項の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

第十条中「の公示」を「に規定する公示」に、「県報に登載」を「県のウェブサイトに掲載」に改める。

第十一条の二を削る。

別記様式第一号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「相談支援専門員」を「相談支援専門員等」に、

指定相談支援事業 児童福祉法又は介護 保険法により指定を 受けている事業等							

を

指定一般相談支援事業（地域移行支援）							
指定一般相談支援事業（地域定着支援）							
指定特定相談支援事業	指定障害児相談支援事業						
	児童福祉法又は介護 保険法により指定を 受けている事業等						

このため。

「児童福祉法」及び「指定相談支援事業者」や「指定一般相談支援事業者」及び「相談支援専門員」や「相談支援専門員等」及び

「20 連携する公共職業安定所等の名称」

を

20	連携する公共職業安定所等の名称		
21	主たる対象者（指定一般相談支援事業者に限る。）		

このため。

別記様式第三号中「指定相談支援事業者」や「指定一般相談支援事業者」及び「改め」回様式注4中「廃止、休止又は再開の日から」や「休止した事業を再開したときは、」及び「改め」回様式注6を注7として、注8を注9として、回様式注10として次のように加える。

5 事業を廃止し、休止しようとするときは、その廃止又は休止の日から1ヶ月前までに届け出ること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則による様式でしている申請又は届出は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の様式による申請又は届出とみなす。